

# 官報

号外 平成三年九月二十五日

## ○第百二十一回 参議院会議録第七号

平成三年九月二十五日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第七号

平成三年九月二十五日

午前十時開議

第一 老人保健法等の一部を改正する法律案  
(第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国  
会衆議院送付)

第二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に  
基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関  
し承認を求めるの件(衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、特別委員会設置の件  
以下 議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。  
この際、特別委員会の設置についてお諮りいた  
します。

国際平和協力及び国際緊急援助活動に関する対  
策樹立に資するため、委員四十五名から成る国際  
平和協力等に関する特別委員会を設置いたしたい

平成三年九月二十五日 参議院会議録第七号 特別委員会設置の件 老人保健法等の一部を改正する法律案

と存じます。

本特別委員会を設置することに賛成の諸君の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、国際平和協力等に関する特別委員会を  
設置することに決しました。

本院規則第三十條の規定により、議長は、議席  
に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指  
名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○国際平和協力等に関する特別委員

|        |        |
|--------|--------|
| 青木 幹雄君 | 秋山 肇君  |
| 板垣 正君  | 尾辻 秀久君 |
| 大島 慶久君 | 岡野 裕君  |
| 鹿熊 安正君 | 木宮 和彦君 |
| 後藤 正夫君 | 鈴木 省吾君 |
| 関根 則之君 | 田村 秀昭君 |
| 仲川 幸男君 | 永野 茂門君 |
| 成瀬 守重君 | 野村 五男君 |
| 平野 清君  | 藤井 孝男君 |
| 星野 朋市君 | 真島 一男君 |
| 森山 眞弓君 | 既 正敏君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 小川 仁二君 | 喜岡 淳君  |
| 久保田真苗君 | 佐藤 三五君 |
| 竹村 泰子君 | 谷畑 孝君  |
| 千葉 景子君 | 田 英夫君  |
| 堂本 晴子君 | 野田 哲君  |
| 細谷 昭雄君 | 矢田部 理君 |
| 太田 淳夫君 | 木庭健太郎君 |
| 中川 嘉美君 | 中西 珠子君 |
| 立木 洋君  | 吉川 春子君 |
| 井上 哲夫君 | 磯村 修君  |
| 猪木 寛至君 | 田淵 哲也君 |
| 喜屋武眞榮君 |        |

○議長(土屋義彦君) 日程第一 老人保健法等の  
一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出  
第百二十一回国会衆議院送付)を議題といたしま  
す。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生委員長田  
淵勲二君。

### 審査報告書

老人保健法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきもの  
と議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年九月二十四日

厚生委員長 田淵 勲二  
参議院議長 土屋 義彦殿

第一条のうち第四十八條の改正規定中「行われ  
るもの」の下に「痴呆の状態にある老人の心身  
の特性に応じた適切な看護が行われるもの」を含

む。」を加える。

附則第一条第一号中「附則第十一条、第十三条  
及び第十四条」を「附則第十二条、第十四条及び第  
十五条」に改め、同条第二号中「行われるもの」の  
下に「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じ  
た適切な看護が行われるものを含む。」を、「部分  
のうち」の下に「(痴呆の状態にある老人の心身  
の特性に応じた適切な看護が行われるもの)を含  
む。」に係る部分(附則第七条において「老健法第  
四十八條改正規定中痴呆性老人部分」という。)及  
び「を」を加え、「及び」を「並びに」に、「附則第十五  
条」を「附則第十六条」に、「附則第十六条」を「附  
則第十七条」に、「附則第十八条及び第十九条」を「附  
則第十九条及び第二十条」に改める。

附則第十九条を附則第二十条とし、附則第七条  
から附則第十八条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第六条中「施行日以後を」施行日(老健法第  
四十八條改正規定中痴呆性老人部分)にあつては、  
平成四年四月一日。以下この条において同じ。以  
後に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五條第二項中「附則第四条」を「附則第五  
条」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四條中「第一条の規定による改正後の老  
人保健法(以下「新老健法」という。))を「新老健法」  
に改め、同条を附則第五条とする。

附則第三條を附則第四條とし、附則第二条の前  
の見出しを削り、同条を附則第三條とし、附則第  
一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(検討等)

第二条 第一条の規定による改正後の老人保健法  
(以下「新老健法」という。第二十八條の二の規  
定の適用に当たつて、一部負担金の額が老人の

平成三年九月二十五日 参議院会議録第七号 特別委員会設置の件 老人保健法等の一部を改正する法律案





額とする。を十円以上超え、又は十円以上下

るに至つた場合においては、当該特定年度のその翌年度の四

月以後、当該一部負担金の額を入院一部負担金改定予定額に改定する。ただし、当該入院一部負担金改定予定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

8 前項の規定は、前条第四項の一部負担金の額について準用する。この場合において、前項中「八百円」とあるのは、「三百円」と読み替えるものとする。

4 厚生大臣は、前三項の規定により一部負担金の額が改定されたときは、これらの規定による改定後の当該一部負担金の額を公示しなければならぬ。

第三十三条中「医療」及び「特定療養費の支給」の下に「医療費の支給を含む。」を加える。

第三十四条中「医療又は特定療養費の支給」を「医療(医療費の支給を含む。第四十二条第三項を除き、以下この款において同じ。)(又は特定療養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。))」に改める。

第三章中第四節の次に次の二節を加える。

第五節 老人訪問看護療養費の支給  
(老人訪問看護療養費の支給)

第四十六条の五の二 市町村長は、老人医療受給対象者が都道府県知事の指定する者(以下「指定老人訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る老人訪問看護事業を行う事業所により行われる老人訪問看護(以下「指定老人訪問看護」という。))を受けたときは、その老人医療受給対象者に対し、当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費を支給する。

2 老人訪問看護療養費の額は、当該指定老人訪問看護につき平均老人訪問看護費用額(指定老人訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。)を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から、指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八条第一項第一号の一部負担金の額その他の事情を勘案して厚生大臣が定める額を控除した額とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。

4 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

5 老人医療受給対象者が指定老人訪問看護事業者から指定老人訪問看護を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該指定老人訪問看護事業者に支払うべき当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費として老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該指定老人訪問看護事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、指定老人訪問看護事業者から老人訪問看護療養費の請求があつたときは、第二項の厚生大臣が定める基準及び第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護療養費の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

8 前各項に規定するもののほか、指定老人訪問看護事業者の老人訪問看護療養費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第四十六条の五の三 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十六条の二、第二項、第三項及び第十項並びに第四十六条の四の規定は、老人訪問看護療養費の支給について、第四十六条の三の規定は、指定老人訪問看護事業者について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的脱替えは、政令で定める。

第六節 研究開発の推進

第四十六条の五の四 国は、保健事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、老人の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

「第三章の二 老人保健施設」を「第三章の二 老人保健施設及び指定老人訪問看護事業者」に改める。

第三章の二 中第四十六条の六の前に次の節名を付する。

第一節 老人保健施設

第四十六条の九第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六条の十七第二項中「第三章(第四節を除く。))を「第三章第一節から第三節まで」に改める。

第三章の二 中第四十六条の十七の次に次の二節を加える。

第二節 指定老人訪問看護事業者(指定老人訪問看護事業者の指定)

第四十六条の十七の二 第四十六条の五の二第二項の指定は、老人訪問看護事業を行う者の申請により、老人訪問看護事業を行う事業所(以下単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条の五の二第二項の指定をしてはならない。

一 申請者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。  
二 当該申請に係る事業所の看護婦その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十六条の十七の五第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。  
三 申請者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な老人訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定老人訪問看護事業者の責務)

第四十六条の十七の三 指定老人訪問看護事業者は、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて自ら適切な指定老人訪問看護を提供するものとし、いやくも老人の福祉を損なうような指定老人訪問看護の事業の運営を行つてはならない。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第四十六条の十七の四 指定老人訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(事業の基準)

第四十六条の十七の五 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

8 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

(変更の届出等)

第四十六条の十七の六 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定老人訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第四十六条の十七の七 厚生大臣又は都道府県知事は、老人訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定老人訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定老人訪問看護事業者者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定老人訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者(指定老人訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を

検査させることができる。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の取消し)

第四十六条の十七の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六条の五の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六条の十七の五第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定老人訪問看護事業者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定老人訪問看護の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 老人訪問看護療養費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定老人訪問看護事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定老人訪問看護事業者又は当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定老人訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定老人訪問看護事業者が、不正の手段により第四十六条の五の二第一項の指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消そうとするときは、当該指定老人訪問看護事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(公示)

第四十六条の十七の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六条の五の二第一項の指定をしたとき。

二 第四十六条の十七の六の規定による届出(同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消したとき。

(他の保健事業との関係)

第四十六条の十七の十 指定老人訪問看護は、第三章第一節から第三節までに規定する医療

及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七条中「医療、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給(以下「医療等」という。)」を「医療等」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四十八条第一項中「医療等」の下に「(医療(老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの(以下この項において「看護強化病床」という。))について受ける第十七条第四号に掲げる給付(以下「給付」という。))」を「給付」に改める。

受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。及び老人保健施設療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」という。))を除く。を「並びに」を、老人保健施設療養費等に要する費用の十二分の六に相当する額並びに」に、「及び第四十六条の二第九項」を、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九条中「医療等」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。)」に改め、「十分の二を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一を」を加える。

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「医療等に要する費用についてはその十分の二を」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。)」に要する費用についてはその十分の二を、老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一に改める。

第五十五条第一項中「十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費見込額」という。))に、一から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

設療養費等を除く。))に改め、「十分の〇・五を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一を」を加える。

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「医療等に要する費用についてはその十分の二を」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。)」に要する費用についてはその十分の二を、老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一に改める。

第五十五条第一項中「十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費見込額」という。))に、一から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。))から調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額)をすべの保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。))で除して

得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。))である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。))を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の一に相当する額

得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。))である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。))を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の一に相当する額

第五十五条第二項中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の老人保健施設療養費等概算率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等見込額(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。))の総額を、各保険者に係る老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第五十六条第一項中「十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費見込額」という。))に、一から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た

率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。))から調整対象外医療費見込額(当該保険者が確定基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額)をすべの保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、前条第一項第一号イの政令で定めるところを超える保険者をいう。))である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。))を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の一に相当する額

第五十六条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。))から調整対象外医療費見込額(当該保険者が確定基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額)をすべの保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、前条第一項第一号イの政令で定めるところを超える保険者をいう。))である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。))を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の一に相当する額









特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

第六條 平成二年度以前の年度の概算医療費提出金及び確定医療費提出金については、なお従前の例による。

第七條 平成三年度の概算医療費提出金の額は、新老健法第五十五條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された平成三年度の概算医療費提出金の額の十二分の四に相当する額

二 次に掲げる額の合計額(次号において「施行日以後調整後老人医療費見込額」という。)(一) 一から施行日以後老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額(市町村が平成三年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる医療(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給

(次条において「医療等」という。)に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)(二) 施行日以後調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。))を除いて得た率が、新老健法第五十五條第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。))である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロに

おいて同じ。を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十五條第四項の概算加入者調整率を乗じて得た額

三 施行日以後調整対象外医療費見込額(施行日以後調整後老人医療費見込額に施行日以後老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

二 前項の施行日以後老人保健施設療養費等概算率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等見込額(市町村が平成三年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者

等に対する施行日以後に行われる新老健法第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。))の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第九條 平成三年度の確定医療費提出金の額は、新老健法第五十六條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。))及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この号に

おいて同じ。))から施行日前調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日前基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という。))を除いて得た率が、旧老健法第五十五條第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。))である場合における当該保険者に係

る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロに

おいて同じ。))を控除して得た額に平成三年度に係る旧老健法第五十六條第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

二 次に掲げる額の合計額(次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。)(一) 一から施行日以後老人保健施設療養費等確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。))から施行日以後調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日以後基準超過保

険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という。))を除いて得た率が、新老健法第五十五條第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。))である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一

から施行日以後老人保健施設療養費等確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費額

三 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

2 前項の施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた新老健法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等)に要する費用の額をいう。の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

(平成三年度の拠出金の額の変更等)

第九条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が平成三年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備)

第十〇条 厚生大臣は、新老健法第四十六条の十

七の五第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び同条第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聴くことができる。

2 厚生大臣は、新老健法第四十六条の五の二第二項の基準及び新老健法第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

(老人保健施設に関する経過措置)

第十一條 旧老健法第四十六条の六第一項の許可に係る旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「若しくは老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費に、又は老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費に改め、同条第二項及び第三項中又は老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費に改める。

第六十四条第三項中「又は老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費に改める。

第八十七条の五第一項中「若しくは老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費に改める。

附則第九条の次に次の一条を加える。

(療養費等の額の特例)

第九条の二 組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くもの)と、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限り、同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養(次項において「施設療養」という。)を受けた場合において、第五十六条

第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該療養につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同法第四十六条の二

第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五十六条第一項」とあるのは、「組合員が第五十七条第七項において準用する第五十六条第一項」と、「療養費」とあるのは、「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは、「第五十七條第七項において準用する第五十六条第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「若しくは老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費に、又は老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費に改め、同条第二項及び第三項中又は老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費に改める。

第九十六条第一項及び第百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「若しくは老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

(療養費等の額の特例)

第十七条の二 組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くものとし、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る。)が同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養(次項において「施設療養」という。)を受けた場合において、第五十八条第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該療養につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同法第四十六条の二第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五十八條第一項」とあるのは「組合員が第五十九條第七項において準用する第五十八條第一項」と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「第五十九條第七項において準用する第五十八條第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)  
第十六条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第百二十六条の五」の下に「、附則第九条の二」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十三条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第四十六條の二第十項」の下に「(第四十六條の五の三)において準用する場合を含む。」を加え、「若しくは老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)  
第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十五号中「並びに老人保健施設療養費の額を」と、老人保健施設療養費の額、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準並びに老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護についての費用の額の算定に関する基準」に改める。

〔田淵勲二君登壇、拍手〕

○田淵勲二君 たいだいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、老人の保健、医療及び福祉にわたる総合的な施策の一環として、老人について適切な看護及び介護に係るサービスを提供するため、老人保健制度において老人訪問看護制度を創設するとともに、老人保健制度の長期的な安定を図るため、老人保健施設の療養費等に係る公費負担割合の引き上げ、一部負担金の額の改定、一定の指標に基づいた一部負担金の額の改定等の措置を講

じようとするものであります。

なお、衆議院において、公費負担割合の引き上げ対象に老人訪問看護療養費を追加すること、一部負担金の額の引き上げ幅を縮小すること、一部負担金の額の改定措置の指標を消費者物価とする事等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、老人訪問看護制度のあり方、公費負担の拡大、一部負担金の額のあり方、一部負担金の額のスライド制の歯どめ、保険外負担の解消策、保健医療・福祉マンパワー対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の五党派共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案の要旨は、公費負担割合の引き上げ対象に、精神病院の病床のうち、痴呆性老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものに係る給付に要する費用を追加すること、老人の負担能力等を考慮して、過大な負担になるおそれが生ずる場合においては一部負担金の額の改定措置のあり方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとする事等の規定を加えるものであります。

なお、本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、下条厚生大臣より、やむを得ない旨の発言がありました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より、修正案並びに修正部分を除く原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長向山一人君。

審査報告書

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年九月二十四日

労働委員長 向山 一人

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働省設置法第十条第四項の規定により、渋谷公共職業安定所宇田川町出張所及び大阪西公共職業安定所難波出張所を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

二、費用

本件施行に要する経費として、平成三年度労働保険特別会計予算の雇用勘定に約一億五千万円が計上されている。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年九月二十日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

労働省設置法第十条第四項の規定により、公共職業安定所の出張所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

| 名                | 称  | 位 | 置   |
|------------------|----|---|-----|
| 渋谷公共職業安定所宇田川町出張所 | 東京 | 都 | 渋谷区 |
| 大阪西公共職業安定所難波出張所  | 大  | 阪 | 市   |

〔向山一人君登壇、拍手〕

○向山一人君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、渋谷公共職業安定所及び大阪西公共職業安定所にレディス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置すること

について、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、女性の就労働向、レディス・ハローワークの業務内容、今後の設置計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

- |     |               |
|-----|---------------|
| 議長  | 土屋 義彦君        |
| 副議長 | 小山 一平君        |
| 議員  | 常松 克安君 寺崎 昭久君 |

- |        |        |
|--------|--------|
| 山口 光一君 | 片上 公人君 |
| 針生 雄吉君 | 足立 良平君 |
| 星野 用市君 | 木庭健太郎君 |
| 西川 潔君  | 猪木 寛至君 |
| 田辺 哲夫君 | 高橋 清孝君 |
| 中川 嘉美君 | 白浜 一良君 |
| 及川 順郎君 | 下村 泰君  |
| 勝木 健司君 | 鈴木 貞敏君 |
| 下稻葉耕吉君 | 斎藤 文夫君 |
| 矢原 秀男君 | 鶴岡 洋君  |
| 刈田 貞子君 | 喜屋武眞榮君 |
| 橋本孝一郎君 | 岩本 政光君 |
| 中野 鉄造君 | 太田 淳夫君 |
| 和田 教美君 | 広中和歌子君 |
| 井上 計君  | 山田 勇君  |
| 井上 孝君  | 前田 勲男君 |
| 黒柳 明君  | 峯山 昭範君 |
| 高桑 栄松君 | 三木 忠雄君 |
| 三治 重信君 | 田中 正巳君 |
| 熊谷太三郎君 | 加藤 武徳君 |
| 大島 慶久君 | 真島 一男君 |
| 関根 則之君 | 吉川 芳男君 |
| 上杉 光弘君 | 野村 五男君 |
| 藤田 雄山君 | 西田 吉宏君 |
| 成瀬 守重君 | 田村 秀昭君 |
| 前島英三郎君 | 永田 良雄君 |
| 永野 茂門君 | 野沢 大三君 |
| 平野 清君  | 秋山 肇君  |

平成三年九月二十五日 参議院會議録第七号 議長の報告事項

|        |         |
|--------|---------|
| 二木 秀夫君 | 木宮 和彦君  |
| 大塚清次郎君 | 守任 有信君  |
| 狩野 明男君 | 吉川 博君   |
| 山岡 賢次君 | 石原健太郎君  |
| 石井 一二君 | 大河原太一郎君 |
| 大木 浩君  | 岡部 三郎君  |
| 梶原 清君  | 柳川 覺治君  |
| 宮澤 弘君  | 高木 正明君  |
| 谷川 寛三君 | 北 修二君   |
| 沢田 一精君 | 田代由紀男君  |
| 仲川 幸男君 | 伊江 朝雄君  |
| 長田 裕二君 | 鈴木 省吾君  |
| 井上 吉夫君 | 遠藤 要君   |
| 後藤 正夫君 | 岩崎 純三君  |
| 斎藤 十朗君 | 小野 清子君  |
| 久世 公麿君 | 中曾根弘文君  |
| 松浦 孝治君 | 清水嘉与子君  |
| 須藤良太郎君 | 木暮 山人君  |
| 鎌田 要人君 | 片山虎之助君  |
| 鹿熊 安正君 | 陣内 孝雄君  |
| 井上 章平君 | 石川 弘君   |
| 石渡 清元君 | 尾辻 秀久君  |
| 沓掛 哲男君 | 竹山 裕君   |
| 岡野 裕君  | 大浜 方策君  |
| 大城 眞順君 | 松尾 官平君  |
| 向山 一人君 | 森山 眞弓君  |
| 倉田 寛之君 | 宮崎 秀樹君  |
| 青木 幹雄君 | 石井 道子君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 関口 惠造君 | 福田 宏一君 |
| 松浦 功君  | 村上 正邦君 |
| 藤井 孝男君 | 坂野 重信君 |
| 岡田 広君  | 野末 陳平君 |
| 大島 友治君 | 原文兵衛君  |
| 初村滝一郎君 | 中西 一郎君 |
| 平井 卓志君 | 中村 太郎君 |
| 山東 昭子君 | 喜岡 淳君  |
| 西野 康雄君 | 既 正敏君  |
| 村田 誠醇君 | 紀平 悌子君 |
| 種田 誠君  | 岩本 久人君 |
| 肥田美代子君 | 北村 哲男君 |
| 前畑 幸子君 | 櫻井 規順君 |
| 西岡瑠璃子君 | 三上 隆雄君 |
| 小林 正君  | 國弘 正雄君 |
| 谷本 熾君  | 会田 長栄君 |
| 清水 澄子君 | 三石 久江君 |
| 野別 隆俊君 | 庄司 中君  |
| 千葉 景子君 | 一井 淳治君 |
| 田淵 勲二君 | 及川 一夫君 |
| 山本 正和君 | 細谷 昭雄君 |
| 鈴木 和美君 | 穂山 篤君  |
| 小川 仁一君 | 稻村 稔夫君 |
| 村沢 牧君  | 安恒 良一君 |
| 粕谷 照美君 | 対馬 孝且君 |
| 浜本 万三君 | 大森 昭君  |
| 菅野 久光君 | 佐藤 三吾君 |

|         |        |
|---------|--------|
| 篠崎 年子君  | 谷畑 孝君  |
| 山田 健一君  | 古川太三郎君 |
| 星川 保松君  | 角田 義一君 |
| 日下部徳代子君 | 吉田 達男君 |
| 磯村 修君   | 林 紀子君  |
| 吉川 春子君  | 堂本 暁子君 |
| 深田 肇君   | 新坂 一雄君 |
| 近藤 忠孝君  | 諫山 博君  |
| 菅野 壽君   | 大瀨 絹子君 |
| 竹村 泰子君  | 井上 哲夫君 |
| 高井 和伸君  | 神谷信之助君 |
| 沓脱タケ子君  | 梶原 敬義君 |
| 久保田真苗君  | 上野 雄文君 |
| 粟森 喬君   | 池田 治君  |
| 山中 郁子君  | 橋本 敦君  |
| 矢田部 理君  | 福岡 知之君 |
| 青木 薪次君  | 笹野 貞子君 |
| 乾 晴美君   | 吉岡 吉典君 |
| 市川 正一君  | 田 英夫君  |
| 安永 英雄君  | 糸久八重子君 |
| 瀬谷 英行君  | 山田耕三郎君 |
| 中村 鋭一君  | 立木 洋君  |
| 小笠原貞子君  | 上田耕一郎君 |

議長の報告事項  
去る二十日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

|        |        |    |
|--------|--------|----|
| 地方行政委員 | 林 紀子君  | 補欠 |
| 法務委員   | 菅野 壽君  | 補欠 |
| 文教委員   | 八百板 正君 | 補欠 |
| 厚生委員   | 菅野 壽君  | 補欠 |
| 運輸委員   | 庄司 中君  | 補欠 |
| 労働委員   | 佐藤 三吾君 | 補欠 |
| 予算委員   | 二木 秀夫君 | 補欠 |
|        | 小林 正君  | 補欠 |
|        | 吉田 達男君 | 補欠 |

官報(号外)

決算委員

辞任

補欠

川原新次郎君

二木 秀夫君

議院運営委員

辞任

補欠

岩本 久人君

吉田 達男君

北村 哲男君

櫻井 規順君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査会委員

辞任

補欠

高井 和伸君

栗森 喬君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 橋本 敦君 (山中都子君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

案(第百二十回国会開法第六八号)

厚生委員会に付託

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づ

き、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認

を求めるの件(閣承認第一号)

労働委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。

公職選挙法の一部を改正する法律案(日野市朗

君外七名提出)(衆第四号)

同日議長は、次の議員提出案を厚生委員会に付託した。

廃棄物の適正処理等に関する法律案(浜本万三

君外五名発議)(参第一号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正

する法律案

同日本院は、中央更生保護審査会委員に宮本美沙

子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に中野和仁

君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に三藤

邦彦君を任命することに同意した旨内閣に通知し

た。

同日本院は、電波監理審議会委員に塩野宏君を任

命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正

する法律

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

岩本 久人君

吉田 達男君

北村 哲男君

櫻井 規順君

議院運営委員

辞任

補欠

櫻井 規順君

北村 哲男君

吉田 達男君

岩本 久人君

同日議長は、大韓民国の国際連合加盟に際し、同

国林浚圭国会議長宛祝電を発送した。

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

三石 久江君

栗村 和夫君

栗村 和夫君

三石 久江君

大蔵委員

辞任

補欠

藤田 雄山君

川原新次郎君

文教委員

辞任

補欠

石井 道子君

田代由紀男君

労働委員

辞任

補欠

川原新次郎君

藤田 雄山君

佐々木 満君

国会法第四十二

条第二項但書の

規定によるもの

山本 昭子君

国会法第四十二

条第二項但書の

規定によるもの

決算委員

辞任

補欠

木暮 山人君

田代由紀男君

後藤 正夫君

沢田 一精君

陣内 孝雄君

佐々木 満君

三重野栄子君

三石 久江君

議院運営委員

辞任

補欠

三石 久江君

三重野栄子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

後藤 正夫君

青木 幹雄君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ

て議長は即日これを厚生委員会に付託した。

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法

律案(第百二十回国会開法第九二号)

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を

助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向

精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百

二十回国会開法第九三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

老人保健法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会閣法第二八号)審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めの件(閣承認第一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書(個人通報制度)批准に関する質問主意書(本岡昭次君提出)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員正敏君提出中期防衛力整備計画における五か年固定方式の採用の根拠に関する質問(答弁することのできる期限 十月九日)

参議院議員正敏君提出海上自衛隊のリムパック参加と即応態勢の維持に関する質問(同十月九日)



明治三十五年三月二十日  
第三種郵便物認可

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 発行所 | 〒一〇五 東京都港区<br>虎ノ門二丁目三番四号<br>大蔵省印刷局 |
| 電話  | 03<br>(3587)<br>4302               |
| 定価  | 本号一冊<br>二二円                        |
| 代   | 三河屋書店                              |